

市川市あんしん住宅助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の性能を向上させるための改修工事に要する費用を助成することにより、安心して居住することができる住宅及び子育てに配慮した住宅の普及を図ることを目的として、当該改修工事を行う住宅の所有者に対し、予算の範囲内において、市川市あんしん住宅助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 一戸建ての建築物又は集合建築物（複数の住戸又は住戸と店舗、事務所等が2以上集まって、1棟と構成する建築物をいう。）のうち、居住の用に供する部分をいう。

(2) 改修工事 次に掲げる工事をいう。

ア 住宅に係る別表第1の左欄に掲げるいずれかの住宅性能を向上させる工事であって、それぞれ同表の右欄に掲げるものに該当するもの

イ 敷地内の通路（道に接する当該敷地の出入口から住宅に通ずる通路として用いられるものに限る。）に係る別表第1の1項の左欄に掲げる住宅性能を向上させる工事であって、同項(1)及び(2)に規定する事項及び同項(6)に規定するもののうち同項(1)及び(2)に準ずるものとして市長が認めるものに係るもの

(3) 住宅性能 次に掲げる事項に係る住宅の性能（前号イに掲げる工事を行う場合にあっては、住宅の敷地の安全性を含む。）をいう。

ア 高齢者、障害者等の移動上の安全性

イ 防災性

ウ 省エネルギーに関する性能

エ 子育てに対する配慮に関する性能

- (4) 耐震診断 地震に対する住宅の安全性を評価することをいう。
- (5) 子 規則第3条第1項の申請書を提出する時において、15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (6) 子の保護者等 子の保護者（子を現に監護するものをいう。）又は母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項の規定により母子健康手帳の交付を受けた者及びその配偶者（第4条第1項第7号において「妊婦等」という。）をいう。
- (7) 市内施工業者等 市内に主たる事務所を有する者又は本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされている者であって、市長が改修工事を施工するのに適当であると認める事業者をいう。
- (8) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部に木材を用いた住宅をいう。

（補助対象住宅）

第3条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を満たす住宅とする。

- (1) 市内に存する住宅であること。
- (2) 補助対象住宅として補助金の交付を受けたものでないこと。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当するものにあっては、補助対象住宅として補助金を受けたものであっても、補助対象住宅とする。

ア 当該補助金に係る規則第13条の実績報告書を提出した時後に当該住宅の所有者又は居住者の全てに変更があった場合

イ 次条第1項第1号ただし書の規定の適用を受け子の保護者等が初めて補助金の交付を受けようとする場合

ウ 次条第1項第1号ただし書の規定の適用を受け補助金の交付を受けた住宅について子の保護者等の直系尊属が初めて補助金の交付を受けようとする場合

- (3) 市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金の交付等に関する要綱

(平成28年6月1日施行)第1条に規定する市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金(以下この号において「子育て世帯応援補助金」という。)の交付の対象となった住宅である場合にあっては、子育て世帯応援補助金に係る規則第3条第1項の申請書を提出した時後に当該住宅の所有者又は居住者の全てに変更があった住宅であること。

- (4) 別表第1の2項の左欄に掲げる住宅性能を向上させる工事であって、同項(4)から(7)までに規定する事項及び同項(9)に規定するもののうち同項(4)から(7)までに準ずるものとして市長が認めるものに係る改修工事を行う場合にあっては、次に掲げる要件を満たす木造住宅であること。

ア 耐震診断を実施したものであること。

イ 別表第2の2項の右欄に掲げる補助金等の交付の対象となった住宅である場合にあっては、当該補助金に係る規則第13条の実績報告書を提出した時後に当該住宅の所有者又は居住者の全てに変更があったものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 補助対象住宅を所有し、かつ、規則第13条の実績報告書を提出する時までに当該補助対象住宅に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされていること。ただし、第2条第3号エに掲げる住宅性能に係る補助対象住宅の改修工事を実施しようとする場合であって、規則第3条第1項の申請書を提出する時において当該申請書を提出する者の直系尊属が補助対象住宅を所有し、及び当該補助対象住宅に居住している場合であり、かつ、当該直系尊属から補助対象住宅の改修工事を実施することについて同意を得ている場合にあっては、補助対象住宅を所有していることを要しない。
- (2) 本市に納付すべき当該年度分及び当該年度の前年度分の市県民税、固定資産税及び都市計画税並びにこれらに係る延滞金を滞納していないこと。
- (3) 補助対象住宅において前号の要件を満たしていない者と同居していな

いこと。

- (4) 補助対象住宅の所有者が2人以上ある場合にあっては、補助対象住宅の改修工事を実施することについてその全員から同意を得ていること。
- (5) 補助対象住宅が集合建築物のうち分譲マンション(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第1号イに規定するマンションのうち、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3号に規定する専有部分をいう。)である場合にあっては、当該分譲マンションの管理に係るマンション管理の適正化の推進に関する法律第2条第3号に規定する管理組合又は同条第4号に規定する管理者等から補助対象住宅の改修工事を実施することについて承認を受けていること。
- (6) 別表第2の左欄に掲げる住宅性能に係る改修工事により、それぞれ同表の右欄に掲げる補助金等の交付を受け、又は受けようとする者ではないこと。
- (7) 第2条第3号エに掲げる住宅性能に係る補助対象住宅の改修工事を実施しようとする場合にあっては、子の保護者等であり、かつ、子と同居していること。ただし、子の保護者等が妊婦等の場合にあっては、子と同居していることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者は、補助対象者としな

- (1) 補助対象住宅の居住者に次のア又はイのいずれかに該当する者があり、かつ、当該補助対象住宅の所有者が第2条第3号アに掲げる住宅性能に係る補助対象住宅の改修工事を実施しようとする場合 当該補助対象住宅の所有者

ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者

イ 市川市地域生活支援事業実施規則(平成21年規則第7号)別表第4に定める品目のうち、次に掲げるものの取付工事に要する費用につい

て、同規則に基づく支給の要件を満たす者

(ア) 入浴補助用具

(イ) 移動・移乗支援用具

(ウ) 居宅生活動作補助用具

- (2) 第1項第1号ただし書の規定の適用を受けて、子の保護者等が補助金の交付を受けた場合であって、当該交付を受けた補助金の補助対象住宅を補助対象住宅として再び補助金の交付を受けようとする場合 当該交付を受けた補助金に係る規則第3条第1項の申請書を提出した時に当該補助対象住宅に居住していた者であって子の保護者等に該当していた者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象住宅の改修工事で、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 市内施工業者等により行われるものであること。
- (2) 一般財団法人日本建築防災協会が防災技術として評価したもの、東京都が安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法、装置等として選定したものその他これらに類する特殊な工法であって市長が認めるものにより行われるものであること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業の実施に要する費用の額に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が10万円を超えるときは、10万円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象住宅が次の各号のいずれかに該当する場合の補助金の額は、補助対象事業の実施に要する費用の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が30万円を超えるときは、30万円とする。

- (1) 補助対象住宅の上部構造評点のうち最低の値が1.0未満である補助対象住宅において、当該最低の値を向上させる改修工事を行う場合

- (2) 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものに、別表第1の

2 項の左欄に掲げる住宅性能を向上させる工事であって、同項(7)に規定する事項及び同項(9)に規定するもののうち同項(7)に準ずるものとして市長が認めるものに係る改修工事を行う場合

(交付の申請)

第 7 条 規則第 3 条第 1 項の申請書は、市川市あんしん住宅助成事業補助金交付申請書（様式第 1 号）によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、補助対象住宅に居住していない者にあつては、第 1 号に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 補助金の交付を申請しようとする補助対象者（この項及び次項において「申請者」という。）に係る住民票の写し（当該申請者が第 2 条第 3 号ア又はエに掲げる住宅性能に係る補助対象住宅の改修工事を実施しようとする者である場合にあつては、補助対象住宅の居住者の全員が記載されているものに限る。）
- (2) 第 4 条第 1 項第 2 号に規定する事項を証する書類
- (3) 第 4 条第 1 項第 3 号に規定する事項を証する書類
- (4) 補助対象住宅について、改修工事を施工しようとする箇所の現況を確認できる写真及び図面
- (5) 補助対象事業の実施に要する費用の見積書又はその写し
- (6) 補助対象事業の実施により補助対象住宅の住宅性能の向上に効果があることを確認できる書類
- (7) 当該申請者が第 4 条第 1 項第 1 号ただし書、第 4 号、第 5 号又は第 6 号に掲げる要件を満たす必要がある場合にあつては、当該各号に規定する事項を証する書類
- (8) 当該申請者が第 4 条第 2 項第 1 号に規定する補助対象住宅の改修工事を実施しようとする者である場合にあつては、補助対象住宅の居住者の全員が同号ア又はイのいずれにも該当しないことを証する書類
- (9) 第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げる事項を証する書類

(10) 当該申請者が前条第2項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、同項各号に規定する事項を証する書類

(11) 別表第1の4項の左欄に掲げる住宅性能を向上させる工事であって、同項(1)に規定する事項及び同項(6)に規定するもののうち同項(1)に準ずるものとして市長が認めるものに係る改修工事を行う場合にあっては、建築確認の申請をしたことを証する書類

(12) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、前項第1号（同項ただし書の適用がある場合にあっては、第12条第2項第5号。以下この項において同じ。）、第2号、第3号、第7号（第4条第1項第6号に掲げる事項に限る。以下この項において同じ。）、第8号及び第12号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、前項第1号、第2号、第7号、第8号及び第12号に掲げる書類にあっては申請者の同意（当該申請者が同条第2項に規定する補助対象住宅の改修工事を実施しようとする者である場合にあっては、補助対象住宅の居住者の全員の同意）、前項第3号に掲げる書類にあっては補助対象住宅の居住者の全員の同意を得て、当該書類の提出を省略させることができる。
- 4 第1項の申請書は、補助対象事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

（他の補助金等との調整）

第7条の2 前条第1項の申請書を提出した者が補助対象事業に要する費用について本市が実施する他の事業による補助金等の交付を受けるときは、その限度において、補助金の交付は行わない。

（交付の条件）

第8条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業が前条第1項の申請書に記載された工事予定期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、直ちに、市長に報告すること。

(2) 前号の規定による報告をしたときは、市長の指示に従うこと。

(決定の通知)

第9条 規則第6条第1項又は第2項の規定による通知は、市川市あんしん住宅助成事業補助金交付可否決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 第7条第1項の申請書を提出した者であつて、前条の通知を受ける前に当該申請書の提出を取り下げようとするものは、市川市あんしん住宅助成事業補助金交付申請取下げ届(様式第3号)により市長へ届け出るものとする。

(変更等の承認)

第11条 規則第8条の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の内容を変更しようとする場合 市川市あんしん住宅助成事業補助金交付申請事項変更承認申請書(様式第4号)

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合 市川市あんしん住宅助成事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)

2 市長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を市川市あんしん住宅助成事業補助金交付申請事項変更承認可否決定通知書(様式第6号)又は市川市あんしん住宅助成事業中止(廃止)承認可否決定通知書(様式第7号)により当該申請書の提出をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第13条の実績報告書は、市川市あんしん住宅助成事業補助金実績報告書(様式第8号)によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象事業に係る改修工事の内訳を明らかにした書類

(2) 補助対象事業に係る改修工事の施工状況を明らかにした写真及び当該改

修工事完了後の写真

- (3) 補助対象事業に係る改修工事の契約書の写し
 - (4) 領収書その他の前号に規定する契約書に定められた補助対象事業に係る改修工事に要する費用の支払を証する書類
 - (5) 第7条第2項ただし書の適用がある場合にあっては、補助対象者に係る住民票の写し（当該補助対象者が第2条第3号ア又はエに掲げる住宅性能に係る補助対象住宅の改修工事を実施した者である場合にあっては、補助対象住宅の居住者の全員が記載されているものに限る。）
 - (6) 別表第1の4項の左欄に掲げる住宅性能を向上させる工事であって、同項(1)に規定する事項及び同項(6)に規定するもののうち同項(1)に準ずるものとして市長が認めるものに係る改修工事を行う場合にあっては、検査済証の写し
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 3 第1項の実績報告書の提出期限は、前項第3号の契約書に定められた請負代金の支払が完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。
- 4 第15条の規定により事業者に補助金の受領に関する権限を委任する場合における第2項第4号の規定の適用については、同号中「領収書その他の前号に規定する契約書に定められた補助対象事業に係る改修工事に要する費用の支払を証する書類」とあるのは、「前号に規定する契約書に定められた補助対象事業に係る改修工事に要する費用の支払又は請求を証する書類で、市長が必要と認めるもの」とする。

（額の確定）

第13条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市あんしん住宅助成事業補助金額確定通知書（様式第9号）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（交付の請求）

第14条 規則第16条の交付請求書は、市川市あんしん住宅助成事業補助金

交付請求書（様式第 10 号）によるものとする。

- 2 次条の規定により事業者に補助金の受領に関する権限を委任するときは、当該権限を委任したことを証する書類を前項の請求書に添付するものとする。

（受領の権限の委任）

- 第 15 条 第 13 条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、補助対象事業を行った事業者に対し、当該補助金の受領に関する権限を委任することができる。

（決定の取消し）

- 第 16 条 規則第 18 条第 3 項の規定による通知は、市川市あんしん住宅助成事業補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により行うものとする。

（台帳の整備）

- 第 17 条 市長は、補助金の交付状況を明らかにするため、市川市あんしん住宅助成事業補助金台帳を整備するものとする。

（補則）

- 第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 26 年 1 月 15 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市あんしん住宅助成事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日前に市川市あんしん住宅助成事業補助金の交付の申請があったもので、同日においてその実績報告を受けていないものについても適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 6 月 6 日から施行し、改正後の第 7 条第 2 項（ただし書を除く。）及び第 3 項（「(同項ただし書の適用がある場合にあっては、第 12 条第 2 項第 5 号)」に係る部分を除く。）の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市あんしん住宅助成事業補助金交付要綱の規定（第 7 条第 2 項（ただし書を除く。）及び第 3 項（「(同項ただし書の適用がある場合にあっては、第 12 条第 2 項第 5 号)」に係る部分を除く。）の規定を除く。）は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市あんしん住宅助成事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に市川市あんしん住宅助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請があったものについて適用し、同日前に補助金の交付の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、必要な補正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市あんしん住宅助成事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に市川市あんしん住宅助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請があったものについて適用し、同日前に補助金の交付の申

請があったものについては、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、必要な補正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市あんしん住宅助成事業補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日以後に市川市あんしん住宅助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請があったものについて適用し、同日前に補助金の交付の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、必要な補正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市あんしん住宅助成事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に市川市あんしん住宅助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請があったものについて適用し、同日前に補助金の交付の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、必要な補正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の2の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る市川

市あんしん住宅助成事業補助金（以下「補助金」という。）について適用し、
同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条、第 3 条、第 6 条関係）

住宅性能の種類	改修工事の内容
1 第 2 条第 3 号アに掲げる住宅性能	(1) 手すりの設置 (2) 段差の解消 (3) 洋式便器への変更 (4) 引戸への変更 (5) 浴槽の高さの低減 (6) (1)から(5)までに準ずるものとして市長が認めるもの
2 第 2 条第 3 号イに掲げる住宅性能	(1) 壁又は天井の防火性の向上 (2) 建築物の出入口における防水板の設置 (3) 浸水による被害を防止するための建築物の基礎のかさ上げ (4) 屋根の軽量化 (5) 建築物の基礎の補強 (6) 壁の補強 (7) 耐震シェルターの設置 (8) 地震を感知し、電気の供給を自動的に停止させる装置（分電盤に内蔵され、又は接続されたものに限る。）の設置 (9) (1)から(8)までに準ずるものとして市長が認めるもの
3 第 2 条第 3 号ウに掲げる住宅性能	(1) 窓、床、天井又は壁の断熱化 (2) 屋根等の高反射率塗料の塗布 (3) 断熱性の高い浴槽への変更

	(4) 節水型便器への変更 (5) (1)から(4)までに準ずるものとして市長が認めるもの
4 第2条第3号エに掲げる住宅性能	(1) 子ども部屋の増築（増築に係る部分の床面積が10平方メートルを超えるものかつ建築基準法その他の法令に基づき適正に行われるものに限る。） (2) 子ども部屋の内装の改修 (3) 居間又は食堂の内装の改修 (4) 子どもを見守ることに配慮した台所への交換又は内装の改修 (5) 子どもが転落し、又は危険な場所に進入することを防止するための柵の設置 (6) (1)から(5)までに準ずるものとして市長が認めるもの

別表第 2（第 3 条、第 4 条関係）

住宅性能の種類	補助金等の名称
1 第 2 条第 3 号ア に掲げる住宅性能	(1) 介護保険法第 4 5 条第 1 項に規定する居宅介護住宅改修費 (2) 介護保険法第 5 7 条第 1 項に規定する介護予防住宅改修費 (3) 市川市地域生活支援事業実施規則第 1 3 条に規定する日常生活用具の取付工事費 (4) 市川市高齢者及び障害者すみよい住まいづくり助成金交付要綱（平成 8 年 1 0 月 1 日施行）第 1 条に規定する市川市高齢者及び障害者すみよい住まいづくり助成金
2 第 2 条第 3 号イ に掲げる住宅性能 （別表第 1 の 2 項 (4)から(6)までに規定する事項及び同項(9)に規定するもののうち同項(4)から(6)までに準ずるものとして市長が認めるものに係るものに限る。）	(1) 市川市住宅の耐震改修の助成に関する要綱（平成 2 0 年 4 月 1 日施行）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する市川市木造住宅耐震改修工事・工事監理費補助金 (2) 市川市木造住宅防災リフォームの助成に関する要綱（平成 2 3 年 7 月 1 日施行）附則第 4 項の規定による失効前の同要綱第 1 条に規定する市川市木造住宅防災リフォーム助成事業補助金